

アメリカ刑事法判例訳選 4

「ギデオン対ウェンライト」事件 ——貧困者にたまる弁護人の保障——

Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335 (1963)

三 中 俊 夫

はしがれ

一九六二年一月八日の朝、観光客に親しまれてゐるあの巨大な大理石の石段の上にそびえたつ連邦最高裁判所の事務局に一通の分厚い封筒が、早朝配達便にまわされた。差出人クラレンス・アール・ギデオン (Clarence Earl Gideon) 囚人番号〇〇三八二八。差出地フロリダ州レイフォード、私書箱二三一号、フロリダ州立刑務所。この一通の封書がギデオン対ウェンライト事件の発端となつたのである。

この封書の内容は、「貧困者を理由とする訴訟費用免除による訴訟手続許可の申請」("Motion for leave to proceed in forma pauperis") と貧困者であるとの宣誓証明書 (the notarized

affidavit) も「フロリダ州最高裁判所に宛てられた事件移審令状の請願」("Petition for Writ of Certiorari Directed to the Supreme Court State of Florida") であった。前者は、連邦制定法が、貧困者に正規の手続に依らず、ならびに、通常の訴訟費用を免除されて、すべての連邦裁判所において訴訟を行なうことを許容してゐること、そして、その場合、制定法上の唯一の要件が、訴訟費用の支払不能、担保提供不能を証明する訴訟当事者の宣誓書の提出を要求していることにもとづいて書かれたものである。後者は、まさに本事件の主題をなすものであり、下級裁判所から最高裁判所へ事件を移審するための正規の手続としての事件移審命令状の発布を求め、連邦最高裁判所における本事件の審理を要求したものである。

「ギデオン対ウェンライト」事件

四一 (四一)

「ギデオン対ウェンライト」事件

四二（四二）

ギデオン事件の因となつた事実の概要は、つるのようなものである。ギデオンは、「軽罪（misdemeanor）」すなはち、小窃盗（罪）（petty larceny）を犯す意図をもつて不法に侵入したとの犯罪（“the crime of breaking and entering with intent to commit a misdemeanor, to wit, petty larceny”）

に因りフロリダ州立刑務所で、懲役五年の刑に服役していた。彼は、フロリダ州パナマ市にある Bay Harbor Poolroom に不法侵入した上で有罪とされたのだった。当該審理の訴訟記録は、裁判所と被告人ギデオンとの間のつるのような会話にはじまり、その会話のなかに本事件の問題点をシンボライズしている。

一九六一年八月四日、フロリダ州第十四巡回区巡回裁判所法廷は、ロバート・L・マックレイリイ判事の担当で開廷された。

裁判官——事件処理予定表（docket）によれば、つるの事件

は、原告フロリダ州对被告人クラレンス・アール・ギデオン事件である。州側は、本件について審理に入る準備はできていますか。

ハリス（ウイリアム・E・ハリス。州検察官補）——検察側は準備ができております。裁判官。

裁判官——被告人はどうですか。審理に入る準備ができていますか。

被告人——当方は審理に入る準備ができません。裁判官。

裁判官——被告人は、精神異常を理由にこの訴因にたいして無罪を申し立てたのですか。

被告人——いいえ違います。

裁判官——なぜ審理に入ることができないのですか。

被告人——わたくしは弁護人をつけておりません。

裁判官——なぜ被告人は、弁護人をつけていないのですか。本件が本日公判日に指定されていたのを知らなかつたのですか。

被告人——本日公判が行なわれることは知つておりました。

裁判官——では、なぜ被告人は、弁護人を依頼し、審理への準備をされなかつたのですか。

被告人——裁判所の質問に答えたが、非常に低い声で答えたので聞きとることができなかつた。

裁判所——ギデオンさん。もっと近くに寄つて下さい。わたくしは、あなたの言いたいことが判らぬし、何といつたのか聞えないし、記録係にもあなたの言ったことが解つていらない。

この時点では、被告人は、彼の坐っていた弁護人席の椅子から立ち上がり、裁判官席の前にまっすぐ歩いて行き、マックレイリイ判事に面と向つて立つた。

裁判官——では、もう一度いま述べたことを言ってください。そうすれば、裁判所は、発言の内容を理解することができますから。

被告人——裁判官、わたくしは、つぎのように申し上げたのです。

私は、本法廷に、本件の審理においてわたくしを代理する弁護人を選任してくれることを要求いたしたいと。

裁判所——ギデオンさん。残念ながら、本法廷は、本件においては、あなたを代理する弁護人を選任することができない。フロリダ州法にあっては、裁判所が、被告人を代理する弁護人を選任しうる唯一の場合とは、当該被告人が、死刑犯罪で起訴されている場合だけである。気の毒だが、本裁判官は、本件において被告人を防禦する弁護人を選任されたい旨の要求を拒否せざるを得ない。

被告人——連邦最高裁判所によれば、わたくしは、弁護人について代理される資格を有することになつてゐるのですが。

裁判所——被告人が、当該審理において彼を代理する弁護人を選任されたい旨裁判所に申し出、本裁判所が、当該申出を却下し、裁判所が、被告人を代理する弁護人を選任しうる唯一の場合とは、被告人が死刑犯罪により起訴された場合においてのみであるということを被告人に告げたことを記録にとどめるように。

なお、被告人は、連邦最高裁判所が、被告人は弁護人を選任してもらう資格を有する旨当該裁判所に対

して陳述した。

以上がギデオンについて連邦最高裁判所が判断を下すにいたる事件の発端であり、問題点の所在である。この時点においては、ギデオンが、「連邦最高裁判所によれば、わたくしは、弁護人によって代理される資格を有するとなつてゐるが、」と陳述したことは、一九四二年のベッツ対「ラディ事件」(316 U.S. 455, 86 L.ed 1595, 62 S.Ct. 1252)における最高裁判決の存在じとの内容を知らなかつたゆえの大きな誤りであった。ベッツ事件およびそれに引き続く事件は、ギデオンの陳述とは全く正反対の判断を示めしていたからである。^{*} 「しかし、このことは、ギデオンの請願を必ずしも無駄なものにするわけではなかつた。なぜならば、連邦最高裁判所は、それが連邦憲法を解釈する場合、絶対的究極性をもつては語ることがないからである。時に応じて——それにふさわしい儀式をもつて、そして、幾多の良心の苦しみのうちに——、連邦最高裁判所は、それ自身の判決をくつがえしている。彼は、それを知らなかつたけれども、クラレンス・アール・ギデオンは、法律史におけるこれら偉大な盛儀の一つに加わるべく呼び出されることとなつた。彼は、連邦最高裁判所にたいして、その心を変えるよう求めたのである。」

* ギデオン対ウェンライト事件を啓蒙的に叙述したのに Anthony Lewis, Gideon's Trumpet (1964) がある。この部分について同書三頁一一〇頁

* * 同書 一〇頁

△付記▽ 本誌上「アメリカ刑事裁判例選」は、

1 「オルムステッド対合衆国」事件 (Olmstead v. United States, 277 U. S. 438 (1928) (本誌第九四号)

2 「トウルト対合衆国」事件 (Gould v. United States, 255 U. S. 302 (1921) (本誌第九五号)

3 「マロリー対合衆国」事件 (Mallory v. United States, 354 U. S. 449 (1957) (本誌第九六号)

と掲載してゐた。その後、一時中断したかの感があるが、意図的なものではなく、このギデオン対ウェンライト事件よりはじめて、アメリカ刑事裁判例中より重要なものを紹介してゆくつもりである。なお、本訳選の資料収集には、今後とも本学学生海保和弘君が当つてくれるこことなつてゐる。記して感謝の意を表する。

裁判官ブラックの意見

裁判官ブラックは、連邦最高裁判所法廷の見解を述べた。請願者は、軽罪を犯す意図をもつて玉突き場へ侵入したなどによりフロリダ州裁判所に起訴されたものである。当該犯罪は、フロリダ州法にあつては重罪とされている。手許資金もなく、弁護人もつけずに出頭した後、請願者は、彼のために弁護人を選任して欲しい旨を州法廷に申し立てた。この点に関しても、次のようなやりとりがなされた。

「裁判所——ギデオンさん。当法廷は、残念ながら、本件にお

いて貴方を代理する弁護人を選任することはできない。フロリダ州の法律では、裁判所が被告人を代理する弁護人を選任することができる場合は、当該被告人が死刑犯罪により起訴されている場合に限られている。残念ながら、本法廷は、本件において貴方を弁護する弁護人を選任して欲しいとの貴方の申請を却下することになるう。」

「被告人——連邦最高裁判所によれば、私は、弁護人により代理される権利を有する、とされている。」

陪審裁判に付されたので、ギデオンは、およそ素人に期待しうるかぎりの自己の防禦を行なつた。彼は、陪審にたいして冒頭陳述を行ない、検察官（州）側の証人に反対尋問をなし、自己の防禦のために証人を出廷させ、自から証言することを拒否し、そして、「当該事件において提出された略式起訴状中に含まれている訴因にたいして自己の無罪を主張する」短かい弁論を行なつた。陪審は、有罪の評決を答申し、その結果、請願人を、州立刑務所において五年の懲役に処する旨判決された。その後、請願人は、フロリダ州最高裁判所にたいして、事実審裁判所が彼のための弁護人選任を拒否したことは、「合衆国政府による憲法ならびに権利章典により保障されている」諸権利を彼について否定したものであるとの理由にもとづいて、有罪評決および刑の宣告を不服とする当該人身保護請願を提出した。当然のことながら、当該請願以前と同様に、人身保護のための請願を受理した後、州最高裁判所は、「その点については重要

ではあるが、」としながら意見を表明せず、すべての救済を拒否した。ベッツ対プラディ事件 (316 US 455, 86 L ed 1595, 62 S Ct 1252) が、裁判所の意見不一致の中で判決された一九四二年以来、州法廷において弁護人の弁護をうける連邦憲法上の被告人の権利に関する問題は、州法廷ならびに連邦法廷の双方における争点と訴訟の絶えざる原由をなしてきている。本法廷においてこの問題にもう一度再審理をなすべく、本裁判所は、事件移送命令を受理した (370 US 908, 8 L ed 2d 403, 82 S Ct 1259)。ギデオンが、貧困者として訴訟手続を行なっているがゆえに、本裁判所は、彼を代理する弁護人を選任し、かつ、当事者双方にたいして、訴訟事件摘要書ならびに口頭弁論において、次の点を争点とすぐり旨要請した。すなわち、「ベッツ対プラディ事件 (316 US 455, 86 L ed 1595, 62 S Ct 1252) における本法廷の判示は、再審理に付されるべきか」。

1

ベッツが、彼は、彼を弁護する弁護人を選任しておらう権利を憲法に違反して否定されたとして訴えていた事実関係は、本件においてギデオンが、彼の連邦憲法上の主張の理由としている事実関係と著しく類似している。ベッツは、メアリーランド州裁判所に強盗のかどで起訴された。アレインメント (罪状認否手続)において、彼は、事実審裁判官に、弁護人を依頼するための資力がないことを述べ、彼を代理する弁護人の選任を裁判

所に請求した。ベッツは、謀殺事件および強姦事件を除いて、貧困な被告人のために弁護人を選任するという取扱いは、州においては存しないと言渡された。ついで彼は、無罪を抗弁し、証人を召喚させ、検察官 (州) 側の証人を反対尋問し、自己側証人を尋問し、そして、自ら証言することを避けた。彼は、陪審なしに審理された後、そして、裁判官により有罪と判断され、懲役八年に処せられた。ギデオンと同様に、ベッツは、彼が、修正第十四条の侵害によつて弁護人の弁護をうける権利を否定されたと主張して、人身保護による救済をもとめた。ベッツは、すべての救済を却下され、再審理において、本裁判所が確認した。重罪にもとづいて起訴された貧困な被告人のために弁護人を選任することを拒否することは、所与の論議に対しても唯一の適用可能な憲法上の規定であると本法廷が考える修正第十四条の適正手続条項を必ずしも侵害しているものではない、と判示されている。本法廷はつぎのように述べた、すなわち、「主張された〔適正手続の〕否定は、当該事件における事実関係の全体についての評価によつて判断すべきである。一つの観点において、正義の普遍的意義に動搖を与えるような基本的公正の否定になるかもしけぬことが、他の情況においては、そして、他の考慮の角度から見れば、このような否定とはならないか知れないのである」と (316 US at 462, 86 L ed 1602, 62 S Ct 1252)。「権利章典中の他の個別的かつ特殊な諸規定の中に看取される諸概念以上に柔軟にして流動的な一つの概

念」としての適正手続を論じて、本法廷は、ベツ事件において、特別な事実関係ならびに情況の下で、弁護人の選任を拒否したこと、適正手続の否定に（いたるほどに）「公正の一般的および基本的觀念に対し侵害的なもの」ではないとした。二つの事件の事実関係ならびに情況が、區別し難いまでに類似しているがゆえに、本法廷は、もし問題が残されているとすれば、ベツ対ブラディ事件が、連邦憲法は、ギデオンに弁護人の弁護を保障しているという彼の主張を却下するようわれわれに要求するはずである、と考える。全般的な再審議にもとづき、本法廷は、ベツ対ブラディ事件判決は、破棄されるべきであるとの結論に達した。

II

連邦憲法修正第六条は、「すべての刑事訴追において、被告人は、自己の防禦のために弁護人の弁護をうける権利を享受している、」と規定している。本法廷は、連邦裁判所においては、弁護人を依頼することの出来ぬ被告人のために弁護人が選任されなければならない——もし、弁護人依頼権が、合法的かつ意識的に放棄されないかぎり——という意味に規定を解釈している。ベツは、この権利は、修正第十四条によつて州裁判所における貧困な被告人にまで及ぼされているのだと主張した。この主張に応えて連邦最高裁判所は、修正第六条は、「州の行為に関してなんらの規則をも規定してはいられない」けれど

も、連邦裁判所にたいして本修正条項によつて加えられる拘制は、公平な裁判にとつて極度に基本的かつ不可欠な規則を示しているがゆえに、そして、法の適正な手続にとつてそうであるがゆえに、同条項は、修正第十四条によつて州にたいしても義務づけられているかどうか、という問題が生ずる、とのべた（316 US at 465）。弁護人に関する修正第六条の保障が、ここにいう基本的な性格にあたるのかどうかを決定するべく、ベツ事件において、本法廷は、「連邦憲法中の権利章典の内容に先きだつてより重要な植民地および諸州において、そして、今日に至るまでの州の組織法的、立法的そして司法的に歴史の中に存在している憲法上および制定法上の諸規定によって与えられる…当該問題に関する重要な資料」を詳細に論じかつ考慮した（316 US, at 465, 86 Led 1603, 62 S Ct 1252）。この歴史的資料を基礎として、本法廷は、「弁護人の選任は、基本的な権利ではなく、公平な裁判に不可欠なものでもない」、と結論した（316 US, at 472, 86 Led 1066, 62 S Ct 1252）。ベツ事件を審理した本法廷が連邦法上の貧困な被告人に弁護を保障する修正第六条は、州に及ぼされる、あるいは、同法廷の表現によれば、「修正第十四条によつて州に義務づけられている」という論点の認容を拒否したのは、このような理由によつてである。あきらかに、同法廷が貧困な刑事被告人にたいする弁護人の選任は、「基本的な権利であり、公平な裁判にとつて不可欠的な権利である」と結論したとするならば、同法廷

は、修正第十四条は、正に修正第六条が連邦法廷において要求していると同様に、州法廷において弁護人の指名を要求している、と判示していたであろう。連邦による権利の剥奪を免除されている自由の基本的な保護である権利章典のこれらの保障は、ひとしく修正第十四条の適正手続条項によって、州の侵害にたいしても保護されているのである、ということを承認するための十分な先例を、ベツ事件において連邦最高裁判所法廷は持つたとわれわれは考えている。これと同様な原則は、ペウエル対アラバマ事件において認められ、説明され、そして適用されている。(287 US 45, 77 L ed 158, 53 S Ct 55, 84 ALR 527 (1932))。すなまか、この事件は、弁護人の権利を認めた事件であつて、やこでは、連邦最高裁は、ファーダード対カリフォルニア事件 (110 US 516, 28 L ed 232, 4 S Ct 111, 292 (1884))におけるとは反対に大それていばな表現にもかかわらず、修正第十四条は、「すべてのわれわれの市民的かつ政治的諸原理」を包摂治的諸制度の基礎に横たわっている自由と正義のこれら基本しているのである、たとえ、当該基本原理が、「連邦憲法の他の部分において特別に取り扱われてもいた」として、と判示した(287 US, at 67, 77 L ed 169, 170, 53 S Ct 55, 84 ALR 527)。ペウエル事件およびベツ事件以外の多くの事件において、当連邦法廷は、修正第十四条が、上記諸原理を州にたいして義務づけるものであるかどうかを決定するために、原権利章典の保障の基本的性格に眼をむけていた。明らかに、修正第一条の言

論、出版、信教、集会、結社、そして不服救済のための請願等の自由は、ここにいう「基本的性格」をもつものであり、そして、それゆえに修正第十四条にもとづいて州による侵害から免かれしめられるものであることが認識される。同様の理由にとづいて、正確にはつねに同様の用語法というわけではないけれども、連邦最高裁は、私有財産は、正当な補償のないかぎり公共の用に供せられることはないとする修正第五条の命令、不当な捜索、押収の修正第四条による禁止、そして、残酷かつ異常な刑罰の修正第八条による禁止を州に義務づけておきている。他方、本法廷は、バルコ対コネクティカット事件 (302 US 319, 82 L ed 288, 58 S Ct 149 (1937))において、修正第十四条は、修正第五条の一重の危険規定を州に義務づけるものであると判断することを拒否している。しかしながら、このように拒否するにあたつて、連邦最高裁は、カーディー裁判官の見解を通じて、「秩序ずけられた自由の概念のなかに内在していると判断されておきている個々の修正条項の特別な保証の力によって、かくして、修正第十四条を通じて連邦政府に対しても効力をもつ免除は、同じく州に対しても妥当性をもちうる」ということ、そして、『それらの起源において連邦政府に対してのみ有効であった』保証は、先行事件において、連邦の権利章典の初期の条文から引き断がれ、吸収過程を経て修正第十四条のなかへ持ち込まれたものである』という点を慎重に強調した。(302 US, at 324~326, 82 L ed 291, 292, 58 S Ct 149)。

本法廷は、「公平な裁判にとつて基本的かつ不可欠」な権利章典の規定は、修正第十四条によつて州に義務づけられている、といふべく対プラディ事件の仮説——しかし、その実それは、本裁判所の先行事件に根をもつてゐるのだが——を認めるものである。しかしながら、われわれは、ベッソ事件における連邦最高裁法廷が、修正第六条による弁護人の保障は、基本的諸権利の一つではない、と結論した点において誤っていると考える。ベッソ対プラディ事件に先きだつこと十年前、本法廷は、ベッソ事件において調査されたすべて歴史的資料についての充分な考慮にもとづいて、「弁護人の弁護をうける権利は、この基本的性格をもつものである、」と率直に宣明していた (Powell v. Alabama, 287 US 45, 68, 77 L ed 158, 170, 53 S Ct 55, 84 ALR 527. (1932))。そのペウエル事件の判決における裁判官の意見をとじるにあたつて、連邦最高裁法廷は——本法廷がしばしば行なうように——、その語法によれば、その判断を当該事件の特殊な事実関係および情況に限定したけれども、他方、弁護人依頼権の基本的性格に関する当該結論は、明白なものである。数年後、一九三六年に、連邦最高裁法廷は、同法廷がこの表現の中で弁護人依頼権の基本的性格について判示したところを再度強調した。すなはち、

「われわれは、連邦の行為に対し最初の修正八ヶ条によつて保証されている一定の基本権は、修正第十四条の法の適正な手続によつて、州の行為に対しても保護されている。そして、

それらの基本権の中には、刑事訴追において弁護人の弁護をうける被告人の基本権が含まれているのである、」と (Grosjean v. American Press Co. 297 US 233, 243, 244, 80 L ed 660, 665, 56 S Ct 444 (1936))。

そして、一九三八年にいたつて再び本裁判所はつゞきのように判示した、すなはち、

「[弁護人の援助]は、生命と自由の基本的人権を保障するために必要と思われる修正第六条の保護の一つである。……修正第六条は、もし、それが規定している憲法的保護が失なわれるとするならば、正義は、『それでもなお行なわれてゐる』といふことはないであろう、という不斷の警告として存在している。」 (Johnson v Zerbst, 304 US 458, 462, 82 L ed 1461, 1465, 58 S Ct 1019, 146 ALR 357 (1938))。同様の趣旨のものにつき参考。 Avery v. Alabama, 308 US 444, 84 L ed 377, 69 S Ct 321 (1940), そして Smith v. O'Grady, 312 US 329, 85 L ed 859, 61 S Ct 572 (1941)。

連邦最高裁判所のこれらのおよび多くの他の先行判決に照らして、ベッソ事件を処理した本法廷が、「ある犯罪にもとづき起訴されたものが、弁護人を依頼することができぬ場合、州によつて弁護人を付されねばならない、」といふ主張に直面したところ、「本法廷の意見のなかでの表現は、議論に真実味を加えてゐる、」といふ点を承認していることは驚くにあたらない (316 US, at 462, 463, 86 L ed 1602, 62 S Ct 1252)。」

ツ事件の本法廷がなしたと同様に判決する場合、——すなわち、「弁護人の選任は、基本的権利ではなく、公平な裁判に不可欠なものではない」、と判断する場合——ベツツ対ブラディ事件での連邦最高裁は、充分に考究された本法廷の先決例とのあいだに突如としての訣別 (an abrupt break) をなしたといいうのが事実である。これらの古き先決例へ立ち戻つてみると場合、われわれは、それが、新しい判断よりもより正常であると信ずる。しかし、われわれは、裁判の公平な制度を達成するべく樹ちたてられた憲法上の諸原理を回復する。これらの先決例のみならず、理性と反省が、刑事裁判（司法）におけるわれわれの当事者主義にあつては、法廷に引っ張り出された人が、弁護人を依頼することができぬほどに貧困な人である場合、弁護人が彼のために選任されないとするならば、公平な裁判は望むべくもない。このことは、われわれには、明らかな真実であるようと思われる。州ならびに連邦の政府は、犯罪につき訴追された被告人を審理する機構を設けるべく莫大な額の費用を投入している。訴追を行なう法律家は、いたるところで秩序ある社会における公共の利益をまもるべき不可欠なものと思われている。彼等の答弁書を準備し提出するために依頼することのできる最良の弁護士を雇うことができない被告人は少くないし、事實少くない。政府は訴追するためには法律家を雇い、費用をもつている被告人は、防禦のために法律家をやとうといふことは、刑事裁判において法律家というものが必要なものなの

であつて、けつして贅沢なものでないのだという広くゆきわたった確信の強度があらわれである。刑事訴追をうけた被告人が弁護をうける権利は、ある国においては、公平な裁判のための基本的かつ不可欠なものとは考えられていないかもしれないが、問題は、われわれの国においてのものである。まさにその起源より、われわれの州そして憲法および法律は、そこではすべて被告人は、法の前に平等である平等な裁判所における公平な裁判を保障すべく意図された手続上ならびに実質上の保護を極度に強調してきている。この崇高な理念も、訴追された貧しい人が、彼を援助してくれる弁護士をもつことなしに告発者に相対さねばならぬとするならば、実現され得ないものとなる。弁護士を望む被告人の要求が、ペウエル対アラバマ事件において裁判官ザザーランドがのべた感動的な言葉における以上によりよくのべられているものはないであろう。

「裁判をうける権利は、多くの事件にあつては、もし、それが弁護人の援助の下に裁判をうける権利を包含していないとするとならば、ほとんどその実効性をもたぬものとなるのがつねである。能力を備え教養ある素人さえも、法律の科学についてはほとんど知るところがないし、ある場合には、まったく精通していないものである。犯罪につき起訴された場合、彼は、起訴状が完全なものであるか、あるいは、不完全なものであるかどうか、を自分で決定することは概して不可能である。彼は、起訴拠に関する諸法則に精通してはいない。弁護人の助けのない

ま放つておかれたとすれば、彼は、適式の起訴のないまま審理に付されるかもしだらず、証拠能力のない証拠にもとづいて、換言すれば、争点にたいして不適当な、あるいは、その逆に不許容な証拠にもとづいて有罪とされるかもしだらず。彼は、たゞ彼が完全な人間であるとしても、彼の防禦を適切に準備する技倆にも知識にも欠けていた。彼は、自分にたいする訴追のあらゆる段階において弁護人の導きの手を必要とする。それなしには、有罪の危険に直面することになる。なぜならば、彼は、彼の無実を立証する方法を知らないからであら」(287 US, at 68, 69, 77 L ed, 170, 53 S Ct 55, 84 ALR 527)。

「ハッソ・ブーラディ事件において本法廷は、ペウヨル対アラバマ事件において連邦最高裁の判示が依拠した理にかなつた觀知から証別した。他の二つの州に支持されてゐるフロリダ州は、ハッソ・ブーラディ事件が手をつけぬままに置かれるなどを求めていた。連邦最高裁の同調者としての二十一の諸州は、ハッソ事件は、「それが遺産として残されたひきわでに時代錯誤のもの」であった、そして、同判決は今や無効とされるべである、と主張している。本法廷は、意見が一致している。

判決を破棄し、事件を、本判示に反しないこれ以後の審理のためフロリダ州最高裁判所へ差戻す。

個別意見

裁判官ダグラスの意見

わたくしは、本法廷の賛成意見に加わつてゐるけれども、権利章典と修正第十四条第一項とのあいだの関係についての簡単な歴史的概要是、適切なものと思われる。当該修正条項の採用以来、十人の裁判官は、それが権利章典によつて認められる特権、保障、そして、保護を、州の侵害からまかねるのであることを痛切に感じてゐる。

裁判官フィールド、先任裁判官バーラン、そして、ねむくべ、裁判官ブレワーは、アダムソン対カリフォルニア事件(332 US 46, 71, 72, 124, 91 L ed 1903, 1919, 1946, 67 S Ct 1672, 171 ALR 1223)において、裁判官ブラック、ダグラス、マーハイマー、ヒルートリックが行なつたように、オネイル対ヴァーメント事件(144 US 323, 362, 363, 370, 371, 36 L ed 450, 466, 469, 12 S Ct 693)における立場を採つた。わふに参照。ポー対ウルマン事件(367 US 497, 515-522, 6 L ed 2d 989, 1003-1007, 81 S Ct 1752-dissenting opinion)。その見解は、スローター・ヘウス事件((US) 16 Wall 36, 118, 119, 122, 21 L ed 394, 422, 423)において、裁判官ブランヒューバーおよび裁判官スカラヤンによるものとお表明されども、そして、裁判官クリフォードが、ウォーカー対ソウヴィネット事件(Walker v. Sauvinet, 92 US 90, 92, 23 L ed 678, 679)において、裁判官フィールドとともに反対意見を述べたところ、彼によつて受け入れられた。運の悪いヒューバーは、裁判所を一度も拘制したことはなかつた。しかし、幸いな

アーリントンの憲法上の諸問題は、ついに開かれたままである。エリック・R・会社対エリック・ヤング事件 (Erie R. Co. v. Tompkins, 304 US 64, 82 L ed 1188, 58 S Ct 817, 114 ALR 1487)。しかし、われわれが、今日行なうるは、問題を看過しつかぬことだ。なぜなら。

同僚のハーラン裁判官は、修正第十四条の論拠にもとづいて、州に対しても適用可能とされている権利章典の保障は、連邦政府に対しても適用される保障よりも内容的に少ないのである、との見解にたつてゐる。裁判官ジャクソンは、当該見解に同調している。しかしながら、当該見解は、有力なものとはならず、修正第十四条の適正手続条項によつて州の侵害から守られてゐる諸権利は、権利章典が保障しているところのものを水で割つたといった内容のものではない。

裁判官クラークの意見。結論において判示と一致。

ヴァーテ対イリノイ事件 (Butte v. Illinois, 333 US 640, 92 L ed 986, 68 S Ct 763. (1948)) において、本法廷は、弁護人の選任を必要とする特別な情況は存在しないと判断したが、しかし、「これらの訴因が、死刑犯罪にかかる訴因であつた場合には、州制定法、ならびに、修正第十四条を解釈して、本法廷の判決の双方にもとづいて、州法廷は、なんらかのような措置を講ずるにふが要求されるであらう。」と述べていふ (Id. 333US, at 674, 92 L ed 1005, 68 S Ct 763)。

この事件以前に、わたくしは、すべての死刑（犯罪）事件にお

ける弁護人の選任は、修正第十四条によつて要求されていると
いう点を指摘している言葉を、本法廷に係属したすべての事件
のなかに見い出してはいない。連邦最高裁の次ぎの開廷期に、
裁判官リードは、本法廷は、非死刑事件に関しては意見が岐れ
たが、しかし、「適正手続条項は、…重大な犯罪に因り起訴さ
れたすべての人々のために弁護人を要求している」(Uvege v.
Pennsylvania, 335 US 437, 441, 93 L ed 127, 132, 69 S
Ct 184 (1948)) じとやあめいかじつてゐる。最後に、ハミル
トン対アラバマ事件 (Hamilton v. Alabama, 368 US 52, 7
L ed 2d 114, 82 S CT 157 (1961)) における、われわれは、
「ある人が、弁護人の利益を享受する」となしに、死刑犯罪の
訴因にたいして抗弁した場合には、われわれは、権利の侵害が
生じたか否かを決定するにやぶさかではない」とのべてゐる。

修正第六条が、「すべての刑事訴追において、」弁護人の選任を要求している。ところは、同修正条項の文言から、この点についての同法廷の解釈からも明らかである（参照。Johnson v. Zerbst, 304 US 458, 82 L ed 1461, 58 S Ct 1019, 146 ALR 357 (1938)）。修正第十四条が、死刑犯罪にもむかへやぐての訴追におけるのよる弁護人選任を要求して、ふくらはるゝべき、マッサチューセッツ、マサシ対ブレディ事件（Betts v. Brady, 316 US 455, 86 L ed 1595, 62 S Ct 1252 (1942)）以後に判決された既述のやぐての事件から等しく明らかである。れ

て、今日の本法庭の判決は、論理的になんら根拠のない区別を、そして、権威のなかに増大してゆく腐敗した根源をただ消し去つてゐるにやがむなし。キンセラ対合衆国事件 (Kinsella v. United States, 361 US 234, 4 L ed 2d 268, 80 S Ct 297 (1960)) において、われわれは、陸・海・空軍の要員中の軍属の軍法会議について弁護人を準備する会議権限に関して、死刑犯と非死刑犯とのあいだの区別を特に拒否した。軍属は、死刑事件において、第三章及び修正第五条と修正第六条の保護を憲法的に剥奪されるとはないと從前より判示されてゐて、こののべ (Reid v. Covert, 354 US 1, 1 L ed 2d 1148, 77 S Ct 1222 (1957))、われわれは、同一の結論が、非死刑事件につきも生ずるべくある、と判示したところである。われわれ

同様に、連邦憲法は、死刑事件と非死刑事件との間に何ら区別を設けてはいないと結論せざるを得ない。修正第十四条は、「生命」の剝奪にたいすると正に同じように、「自由」の剝奪にたいして法の適正な手続を要求している。そして、規定されている制裁の点での想像される相違にのみもとづかれた手続の質の点においては、憲法的に何ら相違は存在しない。自由の剝奪は生命の剝奪よりもめんどうなものではない——価値判断は、普遍的に妥当するものではないのだが——という理由、あるいは、後者の剝奪は、取消がきかないという理由にもとづいて、死刑事件においては、修正第十四条が非難しているような手続を、どうして修正第十四条は、他方で許容することが出来るのであろうか。

ん、そこにおけるわれわれの見解は、われわれが同判示中に記したように、今日の当該判決を予示していたのである。すなわち、

「州の訴訟事件を取り扱つてゐる修正第十四条にかかる諸事件は、あきらかに、本件においては、適用はない。しかし、もしそれら諸事件が適用ありとするならば、本件において陪審裁判の保障を軍属から奪うことは、それが、死刑犯罪の事件において無効であるとの同様、これら諸事件のもとにあっても同じく無効である、とわれわれは確信する」(361 US, at 246, 247, 4 L ed 2d 276, 80 S Ct 297)。

わたくしは、ここにおいて、上述のキンセラ事件における上

の見解に同意することはでない。一九三一年、死刑事件であるペウエル対アラバマ事件(Powell v. Alabama, 287 US 45, 77 L. ed. 158, 53 S. Ct. 55, 84 ALR 527)において、本連邦

最高裁法廷は、現存する特別な情況のものにあつては、——「被告人の無智・文盲、被告人の若年、社会的敵意の情況、あるいは加えて、被告人がその生命を極度に危険に曝かれている」といった情況の存在」(287 US, at 71, 77 L ed 171, 53 S Ct 55, 84 ALR 527)——州法廷は、法の適正な手続の必然的な要請として、審理のために弁護人を任命する義務を有する、と宣明した。これらの一定の情況は、後思案として意見に加えられなかつたことは明らかであるが、それらは、くりかえし強調され(参照。287 US, at 52, 57, 58, 71, 77 L ed 162, 164, 165, 171, 53 S Ct 55, 84 ALR 527)、そして、あわいかに結論に對して重要なものと見做されていたのである。

かくして、十年後、本法廷は、バッツ対ブラディ事件を判決したとき、死刑事件のみならず非死刑事件において特別な情況の可能的存在を認める以上のことをしなかつた。他方、同時に、このような情況は、適正手続の否定を立証するために示される、と主張している。弁護人選任をうける権利は、連邦刑事訴追においてかなり広範囲なものと認識されてきていた(参照。Johnson v. Zerbst, 304 US 458, 82 L ed 1461, 58 S Ct 1019, 146 ALR 357)。しかし、州にたゞしてこれらの要請を課することは、当然のことながら、「突如としての訣別」という朝令暮改をなすものであらう。ペウェル対アラバマ事件において確立されたように、州の刑事訴追において弁護人を選任してやう権利は、死刑事件に限定されてはいない、という宣

明は、実は既存の先決例からの離反ではなく、その拡張であった。

しかしながら、ペウェル事件とバッツ事件において宣言された原則は、最初はある事件ついで他の事件をたどるという数年間を通じての厄介な旅をしてきている。バッツ判決のなされた時点までにできさえ、少なくとも法廷意見の一つのなかでの付隨的意見(dictum)は、州の死刑事件についての事実審においては、弁護人の援助をうける絶対的な権利があるのでということを暗示している。このような付隨的意見は、その後下される判決の中にあらわれつけた、そして、すべての消し去り難い疑惑は、ハミルトン対アラバマ事件(Hamilton v. Alabama, 368 US 52, 7 L ed 2d 114, 82 S Ct 157)の判示によって、最終的に除去された。

非死刑事件においては、「特別情況」法則——その実体は、事実上かつ間断なく侵食されてはいたけれども——は、なお形のうえでは存在し続けていた。バッツ判決以後の最初の十年間において、本法廷が特別な情況を欠いているものと判断した事件があつたが、かし、常にその評決は鋭く対立したものであつた。しかしながら、この種の判決は、本法廷の判決に引用されてもおらず、かつ、わたくしは、一九五〇年に判決されたクイックザール対ミシガン事件(Quicksall v. Michigan, 339 US 660, 94 L ed 1188, 70 S Ct 910)以後、その種の判決を知らぬ。同時に、提起された法律問題の「複雑性」(complexity)

以外に、特別情況が見い出された事件はほとんどない——これら法律問題は、しばしば型通りの争点であるにすぎぬのだけれども——。換言すれば、本法廷は、重犯罪事件があるというだけで、それだけで、事実審での弁護人の援助を要する特別な情況をなすものと認める方向にたつていた。事実、ベック対ブランディ事件のルールは、最早、その実体を喪失している。

しかしながら、このような展開は、多くの州裁判所——この審級に憲法上の諸権利の実現にたいして第一線の責任を託しているのであるが——によつて完全に認識されてはいよいよと思われる。口先だけで本法廷により敬意を表されている法則を維持してゆくというのは、健全な事態でなく、その行きつくところ連邦制度にたいする害悪となるのであらう。

特別な情況法則は、死刑事件においては正式に放棄された。そして、ときは今や非死刑事件、——少くとも、本件のような実質的に懲役刑を科せられる可能性をもつ犯罪に関するような——においても同じく放棄されるべき時期に到つた。（本判示が、すべての刑事事件に拡張されるべきか否かは、いま決定される必要はない）。このことは、もちろん長い間、本法廷の判断で予め示されてきていた何ものかを明確化する以外のなにものでもない。

本件のような場合には、弁護人の弁護をうける権利は、修正第十四条に包含されている基本的な権利として、いまはつきりと認められるべきである、とする連邦最高裁判所の意見に賛成

しつつ、わたくしは、より一層の究察を試みたいと思う。われわれが、連邦政府にたいして効力を有する特権および免除を、「秩序づけられた自由の概念の中に潜在的に含まれたもの」と判断し、かくして州に対しても効力を有するものと主張する場合、わたくしは、本法廷の過去になされた判決が、その判示によって、われわれが、自動的に連邦法の全体を州にまで推し及ぼし、州にたいしていつせんに適用する、といったことを示唆しているようには読まない。すべてのこののような概念は、州と連邦政府の正当な利益のあいだにしばしば広く生ずる懸隔、両者が直面している分岐、そして、両者の裁判の実質的に相違した結論を無視しがちである。参考。Roth v. United States, 354 US 476, 496-508, 1 L Ed 2d 1498, 1513-1520, 77 S Ct 1304 (separate opinion of this writer)。本田、なれどもむじこべ、わたくしは、本法廷が、ペルコ対コネクティカット事件 (Palko v. Connecticut, 302 US 319, 82 L Ed 288, 58 S Ct 149) によつて基礎づけられた原則から離別したことが解らないし、また、修正第十四条が、修正第六条そのものを「組み入れてゐる」 (incorporates) というこの概念を採用していることが解らない。

以上これらの論拠にもとづいて、わたくしは、法廷意見の判断に賛成するものである。

【解説】

おらず本事件および判決を要約しておこう。重罪にもとづきフロリダ州裁判所に係属した被告人の事実審において——軽罪を犯す意図をもつて玉突き場 (poolroom) に侵入したというものであるが——事実審裁判所は、フロリダ州の法律にあっては、死刑犯罪 (capital offence) で訴追されている被告人のみが、弁護人の指定をうける資格があるという理由にもとづいて、被告人に対し弁護人を指定してほしいとの請求を拒否した。有罪判決の後、被告人は、自己の連邦憲法上の権利が、事実審裁判所による弁護人指定拒否によって侵害されたという理由にもとづいて、有罪判決を争つて、フロリダ州最高裁判所に即時人身保護請求 (the present habeas corpus petition) を提出した。同裁判所は、判断を加えるひとなく、救済を拒否した (135 So 2d 746)。

事件移送命令にむかふる、合衆国最高裁判所は、前出のバッタ対ブラディ事件 (316 US 455, 86 L ed 1595, 62 S Ct 1252) をくつがえして、破棄した—— (このバッタ対ブラディ事件において) 合衆国最高裁判所は、法の適正な手続は、あらゆる事件において、情況のいかんにかかわらず、貧困な被告人は、州によって弁護人を準備されるはずである、という要請をなすものではない、と判示していたのである——。

裁判官ブラックの見解によれば、同裁判官は、連邦最高裁判所法廷の七人の裁判官の見解を代表して、すべての刑事訴追において、被告人が、彼の防禦のために弁護人の弁護をうける権

利を享有しているとする連邦憲法修正第六条は、修正第十四条によつて州に義務づけられている、と判示した。

裁判官ダグラスは、同法廷の多数意見に加わりながらも、独立見解 (separate opinion) において、連邦憲法の権利章典と修正第十四条の第一セクションとの間の関係を緻密に論理構成している。

裁判官クラークは、多数意見の結論に賛成しながらも、修正第十四条の適正手続条項にもとづいて自己の判断を下している。

裁判官ハーランは、同じく多数意見の結論に賛成しながら、連邦最高裁判所の判決は、機械的に、ただちに州法のすべてに推し及ぼし、州にたいして全範囲にわたつてそれを適用するようにならねばならない、と指摘した。

以上が、弁護人依頼権、なかんずく、貧困者が裁判所によって弁護人を選任してもらう権利をめぐるギデオン事件ならびにその判決の概要である。

II

このギデオン対ウェンライト事件における連邦最高裁判法廷の判示によつて、二一年前、同じ連邦最高裁判によつてなされたバッタ対ブラディ事件 (一九四一年) の判断がくつがえされたことは、アメリカ法上「弁護人を依頼する権利」を考察するうえで忘れることのできない著名な出来事といふことができる。

ベッツ判決は、「特別な情況」(special circumstances)の存在することによって、弁護人なしに行なわれた事実審理が、公正という一般的かつ基本的な観念を侵害しているような場合にのみ、州裁判所は、貧困な刑事被告人にたいして弁護人を選任しなければならない、と判示し、いわゆる「特別情況法則」(the rule of special circumstances)を示した。

ここにいたるまでのベッツ事件の経緯はつきのようなものである。スミス・ベッツ(Smith Betts)は、メアリーランド州キャロル郡に在住する農場労働者であった。彼は、窃盗罪にて起訴されたので、彼は、貧困を理由に裁判所による弁護人の選任を申請していた。これにたいして、判事は、キャロル郡、いいかえれば、メアリーランド州においては、謀殺と強姦につき訴追をうけた場合にのみ、貧困者に弁護人が選任されることになつてゐるという理由によつて被告人の申請を拒否した。ギデオンの場合と同様に、彼ベッツは、自からの弁護人となり、検察官側の証人を反対尋問し、自己側証人を召喚した。ベッツ事件の重要な争点は、窃盗犯人がまさしくベッツであったかどうかという点と、彼が主張しているアリバイ(alibi)の信憑性の点であつた。判事は、検察官側の主張を信憑性あるものと認め、有罪と判断し、懲役八年を宣告した。最終的に、ベッツは、裁判所が弁護人を選任しなかつたことは、彼の憲法上の権利を侵害するものであるとして、メアリーランド州上訴裁判所主席判事キャロル・T・ボンドに宛てて、人身保護の

ため請願を提出した。ボンド判事は、事実審の訴訟記録を再吟味した結果、詳細な意見をつけてベッツの請願を却下した。その中で、ボンド判事は、原事実審理は、重大かつ複雑な事件を取り扱つたといったものではなく、いいかえれば、型にはまつた簡単な訴訟処理(routine, simple affair)にすぎず、その結果、「本件にあつては、いずれの側にあつても、弁護人が活動する余地はほんのなかつたといわなければならぬ」と述べている。

連邦最高裁判所は、六対三でボンド判事の意見を支持し、裁判官ロバーツが多数意見を代表して意見を述べた。そのなかで裁判官ロバーツは、連邦憲法修正第六条は、州にたいしても適用可能であるというすべての主張を取るに足らぬ拡張された論議であるとして拒否した。すなはち問題は、「連邦裁判所に修正第六条によつて課せられた強制は、修正第十四条によつて州にたいしても義務づけられるほどに公平な裁判(fair trial)にとつて、そして、また法の適正な手続にとつて基本的かつ不可欠なルールを表わしているのであるうかどうか、」というものであつた。この点にたいする解答をだすべく、「当該問題について州の市民について考慮の払われた判断を確証する最も権威ある法源」について検討した後、裁判官ロバーツは、連邦憲法制定当時の十三州の弁護人規定が貧困者への弁護人選任を意図していらず、一九四二年当時の四八州の憲法および法律においても、ある州はすべての刑事案件につき弁護人選任を規定

し、ある州は死刑事件についてのみ規定し、あるいは州裁判所の裁量にゆだねているといった現状に鑑みて、「この資料

は、大多数の州にあっては、弁護人の選任が公平な裁判にとつて基本的な権利でも、かつ不可欠なものでもないということ

は、国民、国民の代表者そして国民の裁判所の熟慮のうえにたつた判断であつたことをしめしている。ひるがえつて、当該問題は、概して立法政策上の一つであるように思われてきていた。この証拠資料に照らして観るとき、われわれは、修正第十四条に編み入れられている適正手続の概念が、すべてのこのようないい事件において弁護人を準備すべく州を義務づけている——州独自の見解がどのようなものであれ——ということはできない」と結論した。

ベツツ事件の事実関係について連邦最高裁判所は、ボンド判事の判断を是とし、かつ、「争点は、信憑性が、検察側の証言にあるか、被告人側の証言にあるかという単純なものである。ボンド判事が述べているように、被告人はなんらの援助もなかつたが、四三才の年令であり、当該範囲の限られた争点の審理で自己の利益を守るために通常の知能と能力を備えている。被告人は、以前にも一度刑事裁判にかけられ、窃盗につき有罪の答弁をし、判決をうけているゆえ、刑事手続にまったく不慣れというわけではない、」とのべた。

以上が、ギデオン判決によつてくつがえされたベツツ判決の経緯とその判示の象徴的な部分である。要約するとつぎのよう

になる。

一、連邦憲法上、裁判所による弁護人の選任は、一般的に州に義務づけられてはいらないこと。

二、裁判所による弁護人の選任の要否は、「特別情況法則」によつて各事案ごとに判断されるべきこと。——この「特別情況」とは、被告人の年令、知識の程度、精神状態、前科の有無、事件の重大性・複雑性等である——。

ベツツ判決の反対意見は、ギデオン判決の法廷意見を述べた裁判官ブラックによつて書かれた。裁判官ブラックは、第一に、修正第十四条が修正第六条を内容的に組み入れることを意図している、とのべ、「適正手続に関する一般的な見解——それは、重大なる疑念なしには納得し難いほどの広い監視権限を連邦最高裁判所に与えるというものが——は、」貧困のゆえに自ら弁護人を依頼できぬ被告人のために弁護人を準備することを要請しているとし、弁護人を選任してもらう権利を「基本的な」(fundamental) ものと考えていた。その際、彼は、初期の州判決なんかんずくパウエル対アラバマ事件(Powell v. Alabama, 287 US 45 (1932))に言及し、なにびとも「貧困のゆえに弁護人を剝奪されはならない。すべての他州の実務は、法の下での平等な裁判を予定しているわれわれの民主社会の約束を破つているようにわたくしには思われる、」と結論している。

以上のようにベツツ判決は、弁護人を選任してもらう権利に

たるやの制限)の「特別情況の法則」(the special circumstances rule)を、ギデオン判決によつてへがえられた。しかし、このギデオン判決は、予期され得たものであったのであらうが、それとも、マッサ判決のように先決例からの「突如としての誤別」であったのであらうか。

一九四五年、ウイリアムズ対カイザー事件 (Williams v. Kaiser, 323 U.S. 471) とトマキンス対ミズーリ州事件 (Tomkins v. Missouri, 323 U.S. 485) ふたつの重要な弁護人選任に関する死刑事件において、連邦最高裁判所は、弁護人を選任せざになされた州の有罪判決を七対一で破棄した。しかしこの事件は、死刑事件であり、間もなく連邦最高裁判所は、死刑判決の可能性のある事件とみてない他のすべての事件との間に一線を画していることがあきらかとなつた。一九六一年、ハミルトン対アラバマ事件 (Hamilton v. Alabama, 368 U.S. 52, 55) において、「被告人が、弁護人の利益のないまま死刑に相当する訴因に答弁をした場合には、われわれは、偏見が生じたか否かを決定するにためらわない、」とのべて、本死刑事件において連邦最高裁判所は、公平な裁判といふものは弁護人なしに行なわれ得ぬものであること、いいかえれば、死刑事件の審理が弁護人なしで行なわれた場合には、被告人が不利益を受けたと否とにかかわらず、修正第十四条にいう適正手続条項に違背するゆの、と宣明した。

わが一九四七年、非死刑事件であるフォスター対イリノイ

事件 (Foster v. Illinois, 332 U.S. 134, 139) における連邦最高裁判所は、マッサ対グラディ事件の判示を固執し、裁判官フランクフーターは、全般的な弁護人の必要条件に関する「突如としての刷新」(abrupt innovation) は、「国内の刑務所の扉を広く開けるために、今まで不完全であつた機会を準備するであろう、」とのぐ、その後も連邦最高裁判所は、「特別情況の法則」に重心をおこしてた。この事件は、その意味で最も典型的な事例である。

一九四八年ユービデス対ベンシルヴィニア事件 (Uveges v. Pennsylvania, 335 U.S. 437, 441) において、裁判官リーヴィーが裁判所の意見を述べ、そのなかで、「犯罪の重大性およびその他の要因——被告人の年令、教育程度、裁判所あるいは訴追機関の処理、そして、起訴された犯罪の複雑性、そして、それが対して可能とされる防禦手段——が弁護人なしの刑事訴追に、基本的に不公平であると同様に不正義を生ぜしめるおそれのある場合には、」被告人は、法律補助者 (legal assistant) をもたなければならぬ、とのぐた。しかしながら、同じ日に判決されたグリガー対バーク事件 (Gryger v. Burke, 334 U.S. 728 (1948)) モタウヘンント対バーク事件 (Townsend v. Burke, 334 U.S. 736 (1948)) の二つは、奇妙な対照をしてゐる。グリガーは、彼が無期懲役を科せられたのは、判事が州法を誤つて解釈し、制定法がこのような刑の宣告を定めてい

五対四の多数で「基本的な不公正」は存在しないと判断した。タウンゼントは、実際に無罪となつた従前の二つの訴因につき有罪となつたものと誤信されて刑を宣告された、と主張していた。連邦最高裁判所は、六対三の多数で、このような場合、憲法は、弁護人を要求している、と判示した。このような对照が、「法の適正な手続」概念の明確化に資するとは信じられぬことは言うまでもない。

一九五〇年に、クイックザール対ミシガン事件 (Quicksall v. Michigan, 339 U. S. 660)において、基本的な公正の否定を生ぜしめるような被告人に不利益な特別な情況の存在を被告人の辯護責任とする旨判示したが、原有罪は肯定された。

しかしながら、かつ、画期的にも、当該判決を境として、以後ギデオン判決にいたるまで、連邦最高裁判所は、この種の事件を被告人の有利に判断してゆくこととなる。この意味において、一連の重要な判決が一九六〇年代に現われてくる。

一九六〇年、ハドソン対ノース・キャロライナ事件 (Hudson v. North Carolina, 363 U. S. 697 (1960))では、十八才の被告人ハドソンが、強盗のかどにより他の被告人と併合審理された。彼の共同被告人は、弁護人——彼はハドソンをも弁護していたのだが——をもつていたが、審理中途において軽窃盜の訴因にたいして有罪の答弁をなし、弁護人は本件より退いた。連邦最高裁判所は、裁判官ポーター・スチュワートの見解において、有罪判決を破棄するにあたつて、共同被告人が有罪の答弁をなした以上、それは、陪審の眼に被告人にたいする偏見を抱かせる可能性を充分にもつものであるがゆえに、弁護人が必要などとにそれを欠いている被告人は、不利益を蒙る危険に曝されている、と判示した。裁判官クラーク、裁判官ウイタカーは、「ベッソ対ブラディ事件を全く考慮することなく、ベッソ事件の判示に重大な蚕食をするもの」と反対意見をなした。

ここで重要なことは、一つには、ベッソ判決よりの離反が開始されたこととなるんで、二つには、当該問題に関する判決における反対意見が、これを最後に以後ギデオン判決にいたるまで存在しなかつたということである。

一九六一年、マックニール対カルヴァー事件 (McNeel v. Culver, 365 U. S. 109 (1961))において、ハドソン事件において反対意見を書いた裁判官ウィタカーが、法廷の意見を書く、「複雑かつ込み入った法律問題」(complex and intricate legal question) であることを理由として、暴行 (assault) によどむく有罪判決を破棄した。裁判官ダグラス (裁判官ブーナンがこれに参加) が個別賛成意見 (separate concurring opinion) をのべ、「ベッソ対ブラディ事件は、弁護人のない審理において有罪判決をうけた場合、貧困者に、基本的な不公平が存在していることを立証するよう要求している……。これは、背負うにはあまりにも重い負担である、特に弁護人をもたぬ、そして、弁護人を依頼できぬ被告人にとっては、それは、被告人が負うであるというそれだけのことで彼に課せられる負

担である。その唯一の代償は、ベツツ対プラディ事件であり、それは、法の下の平等な裁判 (equal justice under law) という概念と相争うものであるがゆえに、破棄されるべきである。われわれは、貧困者が、弁護人の欠如が、彼を不利益にしたという有力な立証ができぬような事件が提起されるまで、ベツツ判決をくつがえすのを待たねばないのであるらうか、」と結んでいる。

この個別意見からあきらかなように、これまでの「法の適正な手続」とならんで、やるに「法の下の平等な保護」が当該問題解決の根拠条項としてあらわれてきたこと、そして、ベツツ判決への挑戦とギデオン判決の伏線となるべき法理がのぞきはじめてきたことが重要である。

一九六二年、連邦最高裁判所は、チューイング対カニンガム事件 (Chewing v. Cunningham, 368 U. S. 443 (1962)) において、常習犯罪者法 (recidivist statute, multiple-offender law) による訴訟上の法的争点は複雑であり、弁護人による援助やれない被告人にたいする「潜在的不利益」 (potential prejudice) が充分存在することを認めた。このことは、

かくして、ギデオン事件が登場した。ここでは、最早詳細な説明は不要であろう。ただ重要なことは、ベツツ判決が、先決例よりの「突如としての訣別」 (an abrupt break) であったのに反して、ギデオン判決は、「予期せぬものではなかつた、」といふことである。

III

さて、ギデオン判決において連邦最高裁判所は、根本の解決にまつものとして二つの問題を残した。第一は、ギデオン判決の溯及効の問題であり、第二は、弁護人の選任が州の刑事訴追の全範囲に要求されるのかどうか、という州に課せられる負担の問題である。

従来の多くの判例が、この種の事件を単純かつ簡単であると見做しのてめたことと著しい対照をなし、やるに、ベツツ判決が、「弁護人をつける利益をもたなかつたがために、裁判の不公正を生みだす要因が、被告人の努力の極限を結果する訴訟手続において現実に作用した、」ことの立証を被告人に要求してい

ると鋭い対立をしめした。

1 ギデオン判決の廻及効

この第一の問題は、判決の過去に向けての効力に関するものとして、将来に向けての第二の問題と対照的である。

ギデオン事件の被上訴人のための弁論要旨 (Briefs of Counsel)において、フロリダ州検事総長リチャード・W・アーヴィングとの他は、「本法廷が、たとえベツツ対ブラディ事件 (316 U. S. 455) をくつがえすと決定するとしても、それは、この新しい判断が、遡及的に (retrospectively) 作用するとのないような形で行なわれるべきである」と述べている。換言すれば、連邦最高裁判所がベツツ事件をくつがえしたとしても、そして、すべての重罪事件において貧困な被告人に弁護人の選任を命ずることになるとしても、このような判決は、ギデオン自身にたいしても遡及的に適用されるべきではない、というものである。

ギデオン判決以後最初になされた Commonwealth ex rel. Craig v. Banmiller (189 A. 2d 875 (Sup. Ct Pa. 1963))において、ペンシルヴェニア州最高裁判所は、ギデオン判決は、その言渡しに先きたてすでに確定した有罪判決にまでその適用を意図したものではない、と判示した。

フロリダ州においては、一九六三年十月までに、三〇〇〇名の受刑者が、ギデオン判決に依拠して、彼等の有罪判決の再審理を求める請願を提出していた。これに他の十二州の受刑者が、請願をなした場合を加えると相当数の再審理のための請願が、

この時点では想像されていた。

ある先行判決を将来にむけて破棄するために考えられる合理的根拠は、破棄された判決は、それが判決された時点においては正当性をもち、そして、それは、その後の事情の変更によってのみ無効とされうる、というものである。しかしながら、ギデオン判決において、裁判官ブラックは、ベツツ判決をくつがえすにあたって、「ベツツ対ブラディ事件での連邦最高裁判は、充分に考究された同法廷の先決例とのあいだに、突如としての訣別をなしたというのが事実である」と述べた。もし、右の破棄に関する合理根拠が正しいものであるとするならば、ベツツ判決は、その「突如としての訣別」のゆえに、「判決された時点における正当性」をもたず、事情の変更をまつまでもなく無効とされるべき性格のものと考えられる。その結果、このようなベツツ判決に依拠したそれ以後の州判決にたいするギデオン判決の廻及的効力が問題となるを得ない。かくして、裁判官ブラックの法廷意見は、ギデオン判決の廻及的効力を暗示しているものと考えられる。

これにたいして、裁判官ハーラン、裁判官クラークは、ギデオン判決の廻及的効力に制限を付する方向で考えている。すなはち、裁判官ハーランは、「わたくしは、ベツツ対ブラディ事件が、『連邦最高裁判所自身の考究された先決例との突如としての訣別』を示しているとの見解に同意することはできない」とのべ、特別情況法則が、その実体を喪失するにいたった事情

変更の存在を示唆し、ベツツ判決は、その発端においては、健全なものであった、とする。その結果、ここでは、遡及的効力の問題は生じない。

裁判官クラークは、「今日の本法廷の判決は、理論的には根拠のない（死刑事件と非死刑事件との——筆者）区別を、そして、権威のなかに増大してゆく腐敗した根源をただ消し去つてゐるにすぎない」とのべ、ギデオン判決が、ベツツ判決以来発展してきた死刑事件と非死刑事件とのあいだの区別に終止符をうつたものと見做している。この意味で、ギデオン判決は、事情変更の範疇に入ることになる。

このようはギデオン判決それ自体をめぐって、あるいは、それが自身のなかに、遡及的効力について対立が見られる。しかし、ギデオン判決の破棄のかたちが、「本法廷の意見に反しない以後の審理のために、本件をフロリダ州最高裁判所へ差戻す」とするのみで、フロリダ州の裁判所が、再審理を行うべきかどうかの問題を州に任せたものと考えられる。しかしながら、判決以来、ギデオン判決には、完全な遡及的効力が認められてきている。この遡及的適用は、「その憲法上の権利を極度に侵害されて投獄された（incarcerated）者は、救済手続（remedy）を持つ」（Herman v. Clady, 350 U. S. 116, 123 (1956)）という連邦最高裁判所の終始一貫した主張に裏打ちされている。しかしながら、救済手続としての再審理、再訴追の実際は、つねのような異常な事態を生み出している。すな

ばち、遡及的効力を有する破棄判決に依拠して、再審理・再訴追の利益を得ようとするものは、現時点において妥当している適正手続の基準にもとより判決によつても有罪とされる可能性をもつてゐる。

一九四四年のロビンソン対合衆国事件（Robinson v. United States, 144 F. 2d 392 (6th Cir. 1944), aff'd, 324 U. S. 282 (1945)）は、遡及的効力に関する異常な事態を象徴している。一九三八年、連邦刑事訴追において貧困者に弁護人の弁護をうける権利を保障して画期的とされたジョンソン対ザーフィット事件（Johnson v. Zerbst, 304 U. S. 458 (1938)）があらわれた。これに依拠して、受刑者トマス・H・ロビンソンは、有罪答弁時に弁護人の選任をうけなかつたことを理由に人身保護令状を求めた。彼の原判決における刑は、無期懲役であつたが、再審理の結果、同一犯罪につき有罪とされたのみならず死刑を宣告された。

一九六四年のノース・キャロライナ対ウイリアムズ事件（State v. Williams, 261 N. C. 172, 134 S. E. 2d 163 (1964)）は、ギオンデ判決の遡及的効力に関する事例である。サム・ウイリアムズは、一九六三年二月十九日、窃盗罪で有罪とされ、一年の懲役を宣せられたが、貧困者を理由とする州による弁護人の選任をうけてはいなかつた。ノース・キャロライナ州は、州憲法、制定法、そして、判例のいずれも、貧困者に弁護人を準備する旨を明確に定めていない州の一つであつた。ギデ

オン判決にしたがつて、ウイリアムズは、再審理をとりつけ、一九六三年七月二九日に判決された。しかし、彼は有罪とされ、かつ、最高期限十年の刑に処せられた。

判決の遡及的効力については、アメリカ法上、種々の合理的根拠がのべられ、右の二つの事件のような苛酷な判決(Harsher Sentence)が生ずることも連邦法上認められてはいるが、ロビンソン事件、ウイリアムズ事件のような Harsher Sentence は、州法廷、連邦法廷のいずれによるかを問わず憲法違反であるとの見解がある。なかんずく「判決の遡及的効力」の問題は、「A判決によって積極・消極に否定された刑事被告人のあらる権利が、他事件に関するB判決によって回復された場合、A判決以後B判決までに、A判決に依拠した判決によりその権利を否定してきた被告人は、B判決の遡及的効力により救済されうるか、」という重要な問題を含んでいる。近々稿を改めて論じる予定である。

2 ギデオン判決の将来的効力の範囲

ギデオン判決の将来的効力の問題は、州による弁護人の選任が、州刑事手続の全範囲に要求されるのかどうか、が問題となり、さらに、それは、一、被告人が、弁護人の弁護をうける権利を要求するには、起訴犯罪事実がどの程度「重大」(serious)でなければならないか、という問題と、二、手続のいかなる段階で、右の権利が発生するか、という問題に岐れる。

第一の問題、裁判官ダグラスは、「同僚のハーラン裁判官は

修正第十四条の論拠にもとづいて、州に対しても適用可能とされている権利章典の保障は、連邦政府に対して適用される保障よりも内容的に少ないものである、との見解にたつていて。……しかしながら、当該見解は、有力なものとはならず、かつ、修正第十四条の適正手続条項によって州の侵害から守られている諸権利は、権利章典が保障しているところのものを水で割つたといった内容のものではない」とのべて、修正第六条が、修正第十四条を通じて州に適用される旨のべている。ここで批判的に引用された裁判官ハーランの見解は、修正第六条が修正第十四条を通じて州に適用されるという論法を拒否し、州の憲法上の義務は連邦政府の義務と同一である必要はない、という立場を採り、重大犯罪 (serious crime) へのギデオン判決の制限的適用を意図している。

犯罪の重大性 (the seriousness)、いいかえれば、ある犯罪にたいする法定刑は、訴訟上しばしば考慮されるファクターである、(わが刑事訴訟法第二一〇条の緊急逮捕、同法第二八九条定刑によっての必要的弁護事件等の要件である) が、この犯罪の重大性は、法決せられるがゆえに、自由剥奪の問題は、被告人が直面する危険に正比例する。犯罪を重罪 (felony) と軽罪 (misdemeanor) に区別することは、重大犯罪を決定するための便利な境界線である。しかし、人が、正確な意味で自由の剥奪を考える場合、重罪による投獄と軽罪によるそれとの間を区別する理由はない。正に、修正第十四条を法の適正な手続によ

らずして、換言すれば、弁護人の弁護をうける権利を保障されずには、自由を剥奪されることはない、と解釈するが故り、刑期の长短は重要なものではないであろう。その結果、問題は、重罪・軽罪のいずれにも及ぶものと考えられ、州法廷は、全く別の角度から犯罪の重大性を考慮しなければならなくなってくる。

ギデオン判決は、この点に関する解釈を直接的に明示してはいない。しかしながら一応結論として考えうることは、起訴された犯罪が重大なものであるか否かの判断が、ギデオン判決以後適正手続きの要請を充足するべく将来の論議にゆだねられたことである。

第二の問題。裁判官ハーランは、本判決において、「本法廷が、自動的に連邦法の全体を州にまで及ぼし、州に対しても一せいに適用する」とことに消極的である。もしこれを正当視するか

が、第二の問題の生ずる余地はない、あるいは、決定されぬままにおかれただけのことになる。連邦裁判所は、当該権利は、大陪審による起訴状の回付後にのみ認められる、とするのが一般的である。州裁判所のそれは、種々様々であるところでよい。この問題は、修正第六条が、「手続のすべての段階において」("at every stage of the proceeding") と規定していることに關わるところ。連邦裁判所は、これを解して、「起訴後の手続」(post-indictment proceedings) と考えてある。

以上二つの問題の行方は、ギデオン判決以後の州判決の足りる。

りを迎へて行くことにより明らかとなりつつある。本稿では、ギデオン判決の問題点を指摘するに留める。

付記
Review of Recent Supreme Court Decision (ABA J 49:587), The Supreme Court, 1962 Term (Harvard Law Review 77: 1, 1963), Decisions (Brooklyn Law Review, 30:1, 1963), Waiver of the Right to Counsel in State Court cases : the effect of Gideon v. Wainwright (The University of Chicago Law Review), Recent Decisions (Marquette Law Review, 47:1, 1963), In Gideon's Wake : Harsher Penalties and the "Successful" Criminal Appellant (The Yale Law Journal, 74: 4, 1965), Anthony Lewis, Gideon's Trumpet (Random House, New York, 1964).